

重要事項説明書（必ずお読みください）（202004 九州エリア 低圧）

組合員とグリーンコープ生活協同組合が締結する電気の小売供給契約（以下、「需給契約」という。）について【電気事業法】の第2条第13項および第14項の規定に従い次の通りご説明いたします。

■ 小売電気事業者の登録番号及び名称

A0295 一般社団法人グリーンコープでんき（以下「一社」グリーンコープでんき）といたします。）

■ 取次業者の名称

グリーンコープ生活協同組合（以下「生協」といいます。）

■ 連絡先、時間帯

申込状況、解約、各種変更手続き、苦情及び問合せ、その他ご不明な点等は生協へお問合せください。
お問合せ：グリーンコープ生活協同組合の所属支部センター（毎週お届けしているOCR注文書記載）の「連絡先」電話番号におかけください。受付時間 9：00～17：30（月～金）※12/30～1/5 日除く

■ 需給契約の申込みの方法

あらかじめ生協の電気供給約款（以下「約款」という。）と需給契約条件の内容を承諾いただき生協指定の申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記載のうえ、お申込みいただきます。

※約款等は、ホームページでもご覧いただけます。<<https://www.greencoop.or.jp/greencoop-denki/>>

■ 電気供給開始予定日

申込書に記載された供給開始予定日より開始します。※ただし、需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「九州電力」という）との手続き等により供給開始予定日が変更になる可能性があります。

■ 小売供給に係る料金

電気料金には下記料金に加え、需給契約条件で定めた燃料費調整額、再エネ賦課金が加算されます。

ファミリープランの電気料金		適用単価(税込み)	
基本料金単価		297	円 / 1 契約
電力量 料金単価	最初の 120 kWh まで	17.00	円 / kWh
	121kWh～300kWh	23.06	円 / kWh
	301kWh～	26.06	円 / kWh

オフィスプランの電気料金		適用単価(税込み)	
基本料金単価		297	円 / kVA
電力量 料金単価	最初の 120 kWh まで	17.00	円 / kWh
	121kWh～300kWh	23.06	円 / kWh
	301kWh～	26.06	円 / kWh

低圧電力の電気料金		適用単価(税込み)	
基本料金単価		962.32	円 / kW
電力量 料金単価	夏季	17.12	円 / kWh
	その他季	15.43	円 / kWh

※低圧電力については、電力の使用状況（負荷率）によっては契約できない場合があります。

■ 電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担

電力量計及び付随する用品、配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、組合員の希望により計量器等の取付位置を変更する場合等は、個別の費用負担が生じる可能性があります。

※その際は、生協、(一社)グリーンコープでんき、又は九州電力のいずれかより事前に組合員へ連絡させていただきます。

■ その他の負担

1. 組合員が次のいずれかに該当し、(一社)グリーンコープでんきが九州電力の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に基づき九州電力から違約金の支払いを求められた場合、生協は組合員から違約金相当額をお支払いいただきます。
 - イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に九州電力の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
 - ニ 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合。
2. 組合員が故意又は過失によって九州電力の設備を損傷・亡失し(一社)グリーンコープでんきが託送供給等約款に基づき九州電力から賠償金の支払いを求められた場合、生協は組合員から賠償金をお支払いいただきます。
3. 組合員が支払期限を経過してもなお電気料金を支払わない場合には、生協は電気料金請求金額に対して、遅延損害金を申し受ける場合があります。

■ 不利益事項

生協と電気の小売供給契約を締結するにあたり、現在契約を締結している小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は現在契約中の小売電気事業者にご確認ください。

1. 過去の電力使用量の照会不可。
2. 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。（複数年契約などの場合）
3. 発行ポイントの失効。
4. 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。

■ 契約電力又は契約電流容量の定め

ファミリープラン	オフィスプラン	低圧電力
原則： 契約電流 10 アンペア以上 60 アンペア以下	原則： 契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満	原則： 契約容量 50kW 未満 ※負荷率 10%以下

ファミリープランとオフィスプランは、1年間を通じての最大の負荷を基準に需要者から申し出ていただきます。低圧電力は、負荷設備に応じて定めるか、契約主開閉器の契約電流によって定めます。

■ 供給電圧及び周波数

生協は組合員の供給設備を確認のうえ、次の電圧で(一社)グリーンコープでんきの電気を提供します。

供給電圧 100V または 200V 周波数 60Hz

■ 供給電力及び供給電力量の計量方法並びに料金算定の方法

1. 計量は、九州電力が行います。
2. 料金は、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。
3. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

■ 小売供給に係る料金、その他の組合員の負担となるものの支払方法

生協から請求がある翌月分の商品代金と一緒に、組合員の指定口座から翌々月5日(支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合はその翌日)に毎月引き落とす方法でお支払いいただきます。

■ 九州電力の託送供給等約款に定められた組合員の責任について

1. 組合員の電気の使用が、他の需要者の電気の使用を妨害したり、九州電力の設備に支障を及ぼしたりする場合には、組合員の負担で必要な措置を講じていただきます。

- 九州電力及び一社) グリーンコープでんき、生協あるいは委託を受けた者は必要と認められる業務を実施するため組合員の承諾を得て組合員の土地又は建物に立入らせていただくことがあります。
- 九州電力が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、組合員には当該設備の施設場所を九州電力に無償で提供していただきます。
- 九州電力は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために組合員の電気工作物を使用することがあります。この場合、その電気工作物を無償で使用することができるものとします。
- 組合員は電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合、九州電力及び一社) グリーンコープでんき、生協に速やかにその旨を通知していただきます。また、組合員が九州電力の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を九州電力及び一社) グリーンコープでんき、生協に通知していただきます。
- 組合員の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、九州電力が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。

■ 組合員からの申出による需給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担

- 需給契約の変更及びお引越し(転居)に伴う解約については、冒頭3項目記載の連絡先までご連絡ください。
- 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、生協へご連絡ください。
- 組合員が、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加した日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、託送供給等約款に基づき九州電力から料金及び工事費等の支払いを求められたとき、生協はその料金(工事費等相当額)を組合員に請求いたします。

■ 需給契約の成立及び契約期間、更新

- 需給契約は、生協が組合員からの申込みを承諾したときに、電気供給約款の定めに従い、組合員と生協との間で成立します。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- 契約期間満了に先だつて需給契約の消滅又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

■ 生協からの申出による需給契約の変更又は解除

- 生協は、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により生協が必要と判断した場合には、電気供給約款及び需給契約条件を変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容を一社) グリーンコープでんきのホームページに一定期間掲載することなどでお知らせいたします。
- 生協指定の入金締日を経過してもなお電気料金等のお支払いが確認できない場合や、組合員が生協の電気供給約款に違反した場合には、生協から需給契約を解約することがあります。その場合、15日前までに解約の通知を行います。
- 生協を脱退された場合は、生協法の定めにより、原則として需給契約を継続することができません。

■ 供給の停止、中止

- 組合員の責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、組合員が生協の電気供給約款に違反した場合には、九州電力により電気の供給の停止が行われることがあります。
- 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の需給上又は保安上必要がある場合、九州電力が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。

■ 損害賠償の免責

- 生協が一社) グリーンコープでんきの取次事業者として電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する九州電力が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、漏電その他の事故があ

っても、それが生協及び一社)グリーンコープでんきの責めとならない理由によるものであるときには生協及び一社)グリーンコープでんきは組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。

2. 九州電力が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、生協及び一社)グリーンコープでんきは組合員に対して何らの責任を負いません。
3. 九州電力の責めとなる理由があることをもって、生協及び一社)グリーンコープでんきの責めとなる理由があることにはならないものとします。

■ 電子交付について

生協は電気供給約款、需給契約条件、各種説明書、各種案内等の内容を、書面の交付又はホームページ、電子メールなどの生協所定の電磁的方法により、組合員に交付します。

■ クーリング・オフについて

原則 8 日の期間制限があります。クーリング・オフについては、以下の①～③の通りです。

①組合員が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。

②この場合、組合員は、

- a. 損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
- b. すでに引渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
- c. すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- d. 商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
また、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
- e. 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求できます。

③上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実の事を告げたことにより、組合員が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

■ 燃料費調整額について

1. 電気料金の従量料金には、燃料(石炭、原油、LNG)費の変動により、需給契約条件 別紙 2.により算出された燃料調整額が加算あるいは減算されます。
2. 地域の電力会社の電気料金と合わせるため、需給契約条件 別紙 2.の計算式は地域の電力会社の計算式と同じにしています。
3. 燃料(石炭、原油、LNG)費の変動が激しい場合は、地域の電力会社と同様に相当額の値上げ(値下げ)がある場合があります。

■ 暴力団排除

1. 組合員には、自己及び自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。
2. 組合員が当該確約に違反した場合、生協は需給契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。

■ 管轄裁判所

需給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、福岡地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。